

議案第 55 号

ノートパソコンの取得について

下記のとおりノートパソコンを取得するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年三田市条例第 12 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 24 日提出

三田市長 森 哲 男

記

1 取得数量

260 台

2 取得の目的

職員が使用している庁内ネットワーク接続用のノートパソコンのうち、老朽化したパソコンを更新することにより、安全かつ効率的に業務を継続する。

3 取得金額

38,787,320 円

4 取得の相手方

兵庫県三田市中央町 4 番 5 号

都築テクノサービス株式会社 三田営業所

所長 池田政和

ノートパソコンの概要

1 パソコン、ライセンスの仕様

(1) ノートパソコン (260台) 24,430,120円

OS	Microsoft Windows 10 pro (64bit 版) 最新版
CPU	①Intel Core i3 (第 11 世代以上)、②Intel Core i5 (第 11 世代以上)、③Intel Core i7 (第 11 世代以上) のいずれかを選定
メイン RAM	8GB 以上
内蔵ストレージ	SSD 250GB 以上
ディスプレイ	15.6 インチ (解像度 1920×1080 以上)

(2) ソフトウェアライセンス 14,357,200円

Microsoft Office Standard 最新版 260ライセンス

2 使用用途等

庁内ネットワークに接続し職員が業務に使用しているパソコン1,300台のうち、導入後6年以上経過し、老朽化している260台のパソコンを入れ替えることで、故障リスクを低減し、効率的に業務を継続する。